

札幌市市民活動サポートセンター運営協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 札幌市市民活動サポートセンターに、指定管理者の効率的な事業運営並びに管理運営に関する協議及び調整を行うため、札幌市市民活動サポートセンター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、以下に関する事項を協議する。

- (1) 市民活動に関する、学習機会の提供事業に関する事
- (2) 市民活動に関する、調査、研究、企画立案及び啓発事業に関する事
- (3) 市民活動に関する、情報の収集及び提供事業に関する事
- (4) 市民活動に関する、市民の自主的な活動及び交流事業に関する事
- (5) 市民活動に関する、相談事業に関する事
- (6) 市民活動サポートセンターの施設使用に関する事
- (7) その他市民活動サポートセンターの運営に関する事

(組織)

第3条 協議会は、8人以内の委員で組織する。

2 協議会は、札幌市、外部有識者及び公募委員等で組織する。

3 外部有識者及び公募委員等は、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会理事長が選任する。

(任期)

第4条 外部有識者及び公募委員等の任期は2年以内とする。ただし、当該選任者が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(開催)

第5条 協議会は、指定期間中、年2回以上開催し、指定管理者が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の内容は記録し、その要旨を札幌市に確認する。また、その要旨の公表に当たっては、より多くの市民が閲覧することができるようホームページ等に掲載する。

(進行)

第6条 協議会の進行は、指定管理者又は指定管理者が指名した者とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を、札幌市市民活動サポートセンターに置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、札幌市と協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。